

# 一般財団法人日本コアコンディショニング協会 認定マスタートレーナー規約

## 第1条（マスタートレーナーの意義）

コアコンディショニングの最高の知識・技術を持ち、その指導を通じてセルフコンディショニングの普及と健康革命を推進していく人財であると定める。

## 第2条（資格取得制度）

当協会の認定トレーナー資格を次号3種類に定める。

（1）認定ベーシックインストラクター

①ベーシックセブenseミナーを受講すること。

（2）認定アドバンストトレーナー

① 本協会会員であり、認定ベーシックインストラクターであること。

② アドバンストシリーズセミナーすべて受講後、アドバンスト認定試験を受験し、学科・実技ともに合格すること。

（3）認定マスタートレーナー

①本協会会員であり、認定アドバンストトレーナー取得者であること。

②マスターシリーズセミナーをすべて受講後、マスタートレーナー認定試験を受験し一次・二次ともに合格した者。

## 第3条（マスタートレーナーの権利）

第1項 JCCAの最高峰の資格保持者として、協会に入る指導者派遣依頼・メディア依頼、その他の依頼を優先的に斡旋される。

第2項 協会に対し、新コンテンツの提案をすることができる。

第3項 地域活性化リーダーとして勉強会の運営を担うことができる。

第4項 別紙「セミナー開催に関する規約」に則って、講師を招きJCCAのセミナーを開催する権利を有する。

第5項 年1回のシンポジウムに招待される。

## 第4条（マスタートレーナーの義務）

第1項 年1回シンポジウムに参加し、コアコンディショニングの最新情報を得る。

第2項 年1回、協会にマスタートレーナーとしてのコアコンディショニング普及活動の報告書を提出する。

## 第5条（資格失効）

本協会は次の各号の一つ以上に該当する認定マスタートレーナーに対しその資格を失効させることができる。

- (1) 本協会の事業を妨げまたは妨げようとした者
- (2) 義務を怠った者
- (3) 故意または重大な過失により本協会の信用を失わせるような行為をした者
- (4) 犯罪その他社会や他の本協会会員の信用を失う行為をした者
- (5) 本協会を退会した者

#### **第6条（その他）**

マスタートレーナーについて本規約に定めのない事項については、都度理事会で決定する。

平成 15年 8月 8日施行

平成 19年 4月 1日改正

平成 20年 4月 1日改正

平成 24年 1年 1日改正